

地球温暖化対策実行計画書

令和2年1月

多摩ニュータウン環境組合

■目次

1. 背景	1
2. 基本的事項	1
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	3
(1) 「温室効果ガス総排出量」の排出量	
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	4
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	5
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	6
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	
<参考資料>	10

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、平成 27 年 12 月に、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から 2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、平成 10 年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、平成 28 年には、地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を令和 12 年度に平成 25 年度比で 26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

多摩ニュータウン環境組合においても、省エネ機器の導入を進めること等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

2. 基本的事項

（1）目的

多摩ニュータウン環境組合地球温暖化対策実行計画書（以下「多摩ニュータウン環境組合計画書」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、多摩ニュータウン環境組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

（2）対象とする範囲

多摩ニュータウン環境組合計画書の対象範囲は、多摩ニュータウン環境組合の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は参考資料を参照してください。

(3) 対象とする温室効果ガス

多摩ニュータウン環境組合計画書が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出のある二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、六ふっ化硫黄 (SF₆) とします。

(4) 計画期間

令和元年度から 5 年後の令和 5 年度末までを計画期間とします。また、目標年度である令和 5 年度に、計画の見直しを行います。

項目	年度							
	H25	...	R1	R2	R3	R4	R5	
期間中の事項	基準年度		計画開始				目標年度	
計画期間			→					

図 1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

多摩ニュータウン環境組合計画書は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、多摩ニュータウン環境組合中期経営計画及び I S O 1 4 0 0 1 環境マニュアルに即して策定します。

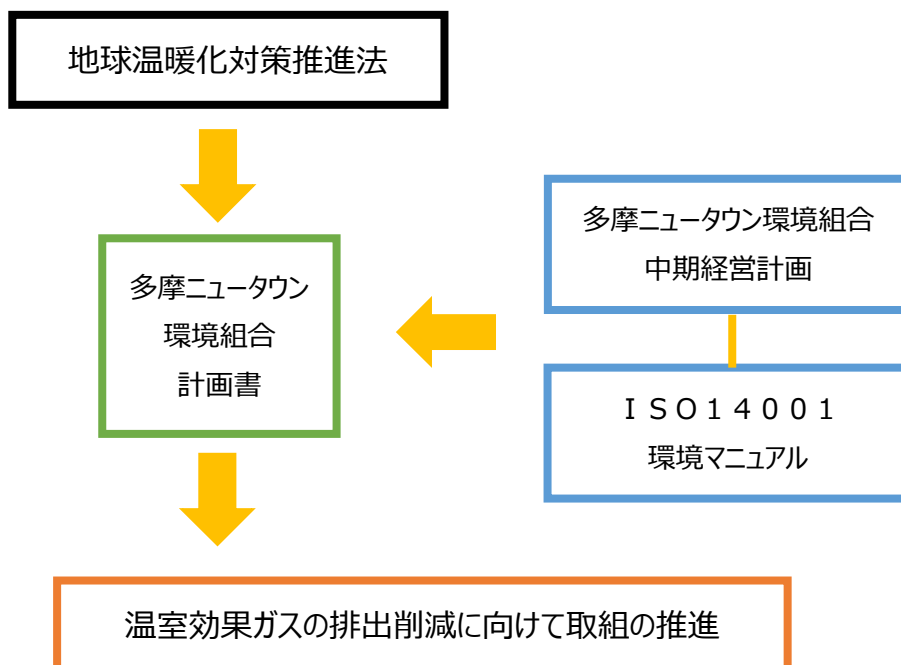


図 2 多摩ニュータウン環境組合計画書の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス排出量」の排出状況

多摩ニュータウン環境組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である平成25年度において、32,752 t - CO₂となっています。これは平成24年度まで調布市の応援ごみの搬入があり、現在と大きくごみの搬入量等が異なっているため平成25年度を基準としています。

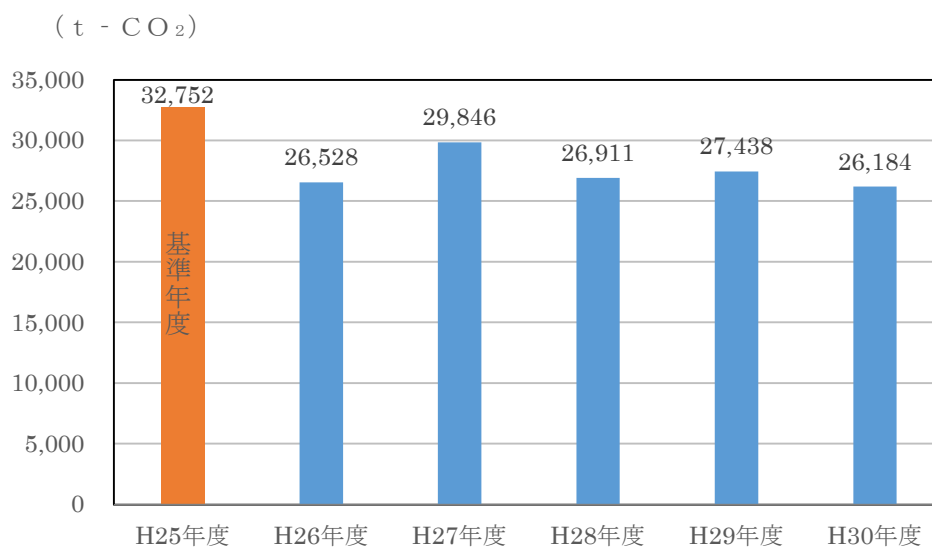


図 3 多摩ニュータウン環境組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

また、エネルギー種別では、廃棄物焼却によるCO₂が全体の94%を占め、廃棄物焼却によるN₂O 4%、都市ガス 1%、電力（買電） 1%、その他は1%未満となっています。

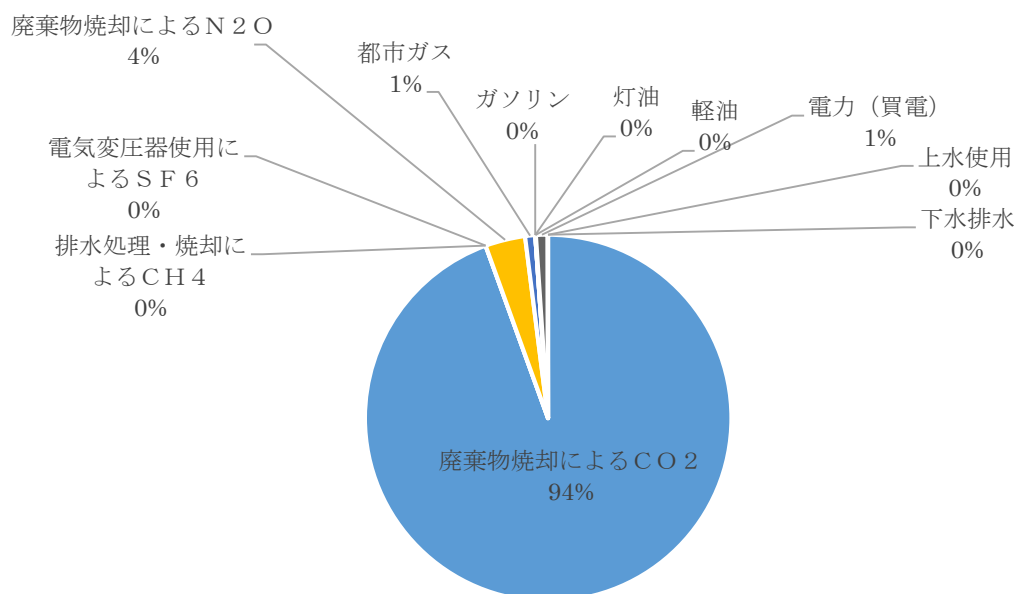


図 4 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（平成25年度）

(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

多摩ニュータウン環境組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

① 増加要因

- ごみ搬入量の増加に伴う焼却量増加
- 可燃ごみ中の合成繊維、廃プラスチック率の増加
- 受電電力量、都市ガス、上下水道の使用量増加

② 減少要因

- ごみ搬入量の減少に伴う焼却量減少
- 可燃ごみ中の合成繊維、廃プラスチック率の減少
- 省エネや発電効率の向上により売電電力量の増加

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、多摩ニュータウン環境組合の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量による削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガス総排出量の削減目標

目標年度（令和5年度）に、基準年度（平成25年度）比で9%削減することを目標とします。

表 1 温室効果ガス総排出量の削減目標

項目	基準年度（H25年度）	目標年度（R5年度）
温室効果ガス総排出量	32,752 t-CO ₂	29,804t-CO ₂
削減率	—	9%

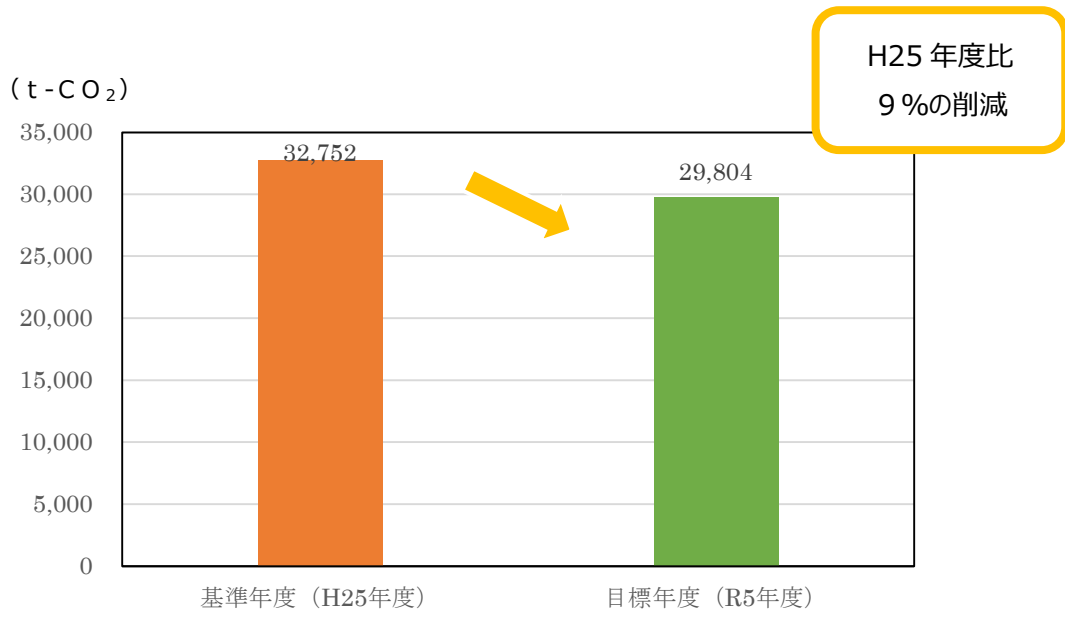


図5 温室効果ガス総排出量の削減目標

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

使用電力量の削減を目指し、節電対策、照明のLED化、省エネ機器への更新を重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 発電効率を向上させるため運転管理を工夫します。
- 不要な照明は消灯します。
- 空調機器のフィルター類の清掃を徹底し、送風効率を向上させます。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 照明のLED化を進めます。
- 省エネルギー型の機器への更新を進めます。

③ グリーン購入推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- 多摩ニュータウン環境組合ガイドラインに基づいた物品や低公害車等の調達を進めます。
- 用紙の節減のため裏紙利用、ミスコピーを防止するため「リセット」の徹底に取り組みます。

④ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- 昼休み中の照明の消灯、自然光の活用を図り、消灯又は間引き照明に努めます。電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度（冷房 28℃、暖房 20℃）を心掛けます。
- グリーンカーテンを設置します。
- クールビス・ウォームビスを積極的に励行します。
- 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- アイドリングストップを励行します。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

（1）推進体制

多摩ニュータウン環境組計画書の推進について、事務局長をトップマネジメントとする「多摩ニュータウン環境組合 E M S 委員会」にて管理します。また、各課、運転管理業務委託業者、リサイクルセンター管理・運営団体をもって取組を着実に推進します。

① 多摩ニュータウン環境組合 E M S 委員会

事務局長をトップマネジメント、所管課長を運用実行責任者とし、所管係長、所管担当主査、運転管理業務委託業者の代表者、リサイクルセンター管理・運営団体の代表者で構成します。環境目標の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、計画書の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 多摩ニュータウン環境組合 E M S 事務局

事務局は、E M S 委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の運用実行状況を把握するとともに、E M S 委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進担当

各課に 1 名配置します。基本的に、所管課長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

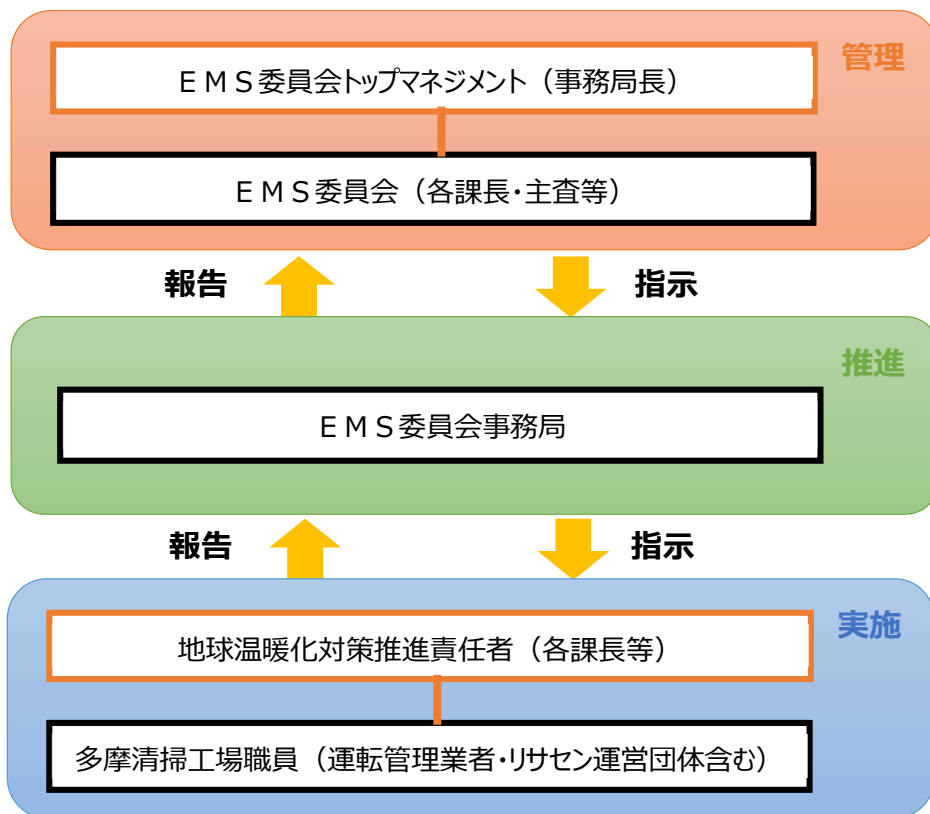


図 6 多摩ニュータウン環境組合計画書の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

多摩ニュータウン環境組合計画書は、Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の 4 段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対する PDCA を繰り返すとともに、多摩ニュータウン環境組合計画書の見直しに向けた PDCA を推進します。

① 毎年の PDCA

多摩ニュータウン環境組計画書の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して EMS 委員会に報告します。EMS 委員会は随時進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内における PDCA

EMS 委員会は毎年 1 回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（令和 5 年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、令和 6 年度に多摩ニュータウン環境組計画書の改定を行います。

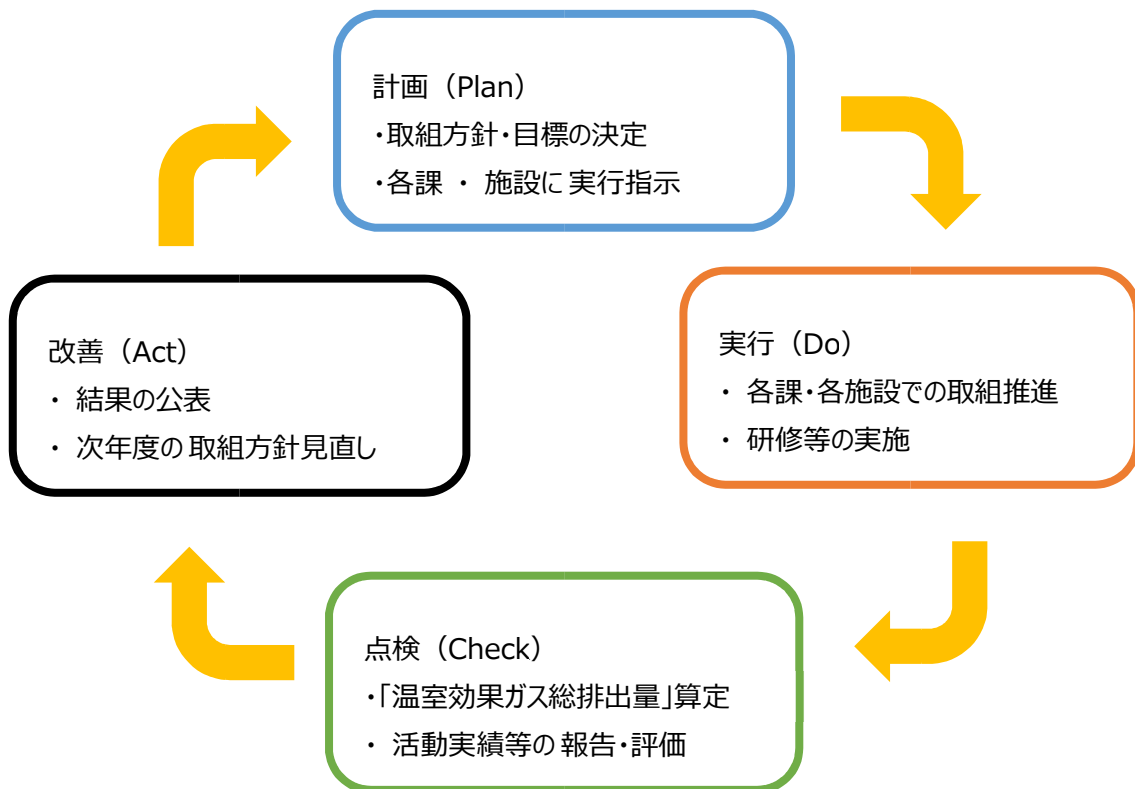


図 7 毎年の PDCA イメージ

(3) 進捗状況の公表

多摩ニュータウン環境組計画書の進捗状況は、P. 9 表 2「温室効果ガス総排出量一覧表」により多摩ニュータウン環境組合のホームページ等で毎年公表します。

表2 温室効果ガス総排出量一覧表

年度		H25	R1	R2	R3	R4	R5
		基準年度	-	-	-	-	目標年度
燃料の使用	都市ガス	288					
	ガソリン	0.4					
	灯油	1.4					
	軽油	20.1					
他人から供給された電気の使用	買電電力	340.9					
上下水道の使用	上水	3.4					
	下水排水	4.8					
廃棄物焼却等による排出	廃棄物焼却CO ₂	30,935.1					
	排水処理・焼却CH ₄	1.31					
	電気変圧器SF ₆	6.13					
	廃棄物焼却N ₂ O	1,150.64					
温室効果ガス総排出量 [t-CO ₂]		32,752					
削減率		-					

<参考資料>

(1) 多摩ニュータウン環境組合計画の対象範囲

・管理棟

工 期：着工 平成 12 年 2 月 竣工 平成 14 年 3 月

建築構造：鉄骨造（地上 3 階）

建築面積：約 840m² 延床面積：約 2,500m²

・焼却処理施設

工 期：着工 平成 6 年 7 月 竣工 平成 10 年 3 月（その 1）

平成 14 年 3 月（その 2）

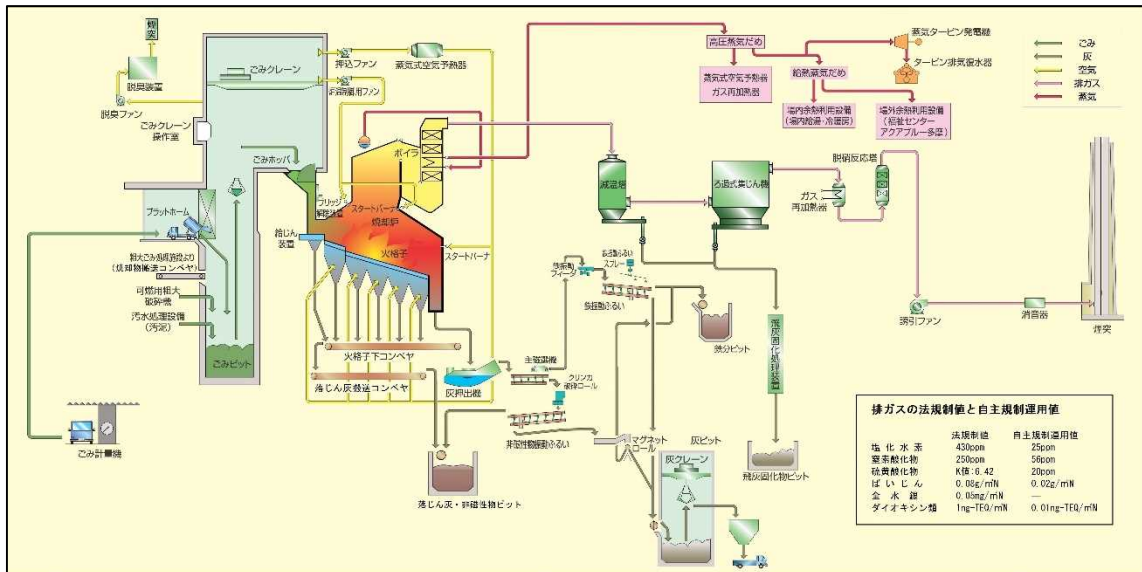
建築構造：鉄骨鉄筋コンクリート造（地下 1 階・地上 6 階）

建築面積：約 6,400m²

延床面積：約 17,500m²

処理能力：400 t/日（200 t/日・炉×2 炉）

発電能力：8,000kW



・不燃粗大ごみ処理施設

工 期：着工 平成 11 年 7 月 竣工 平成 14 年 3 月

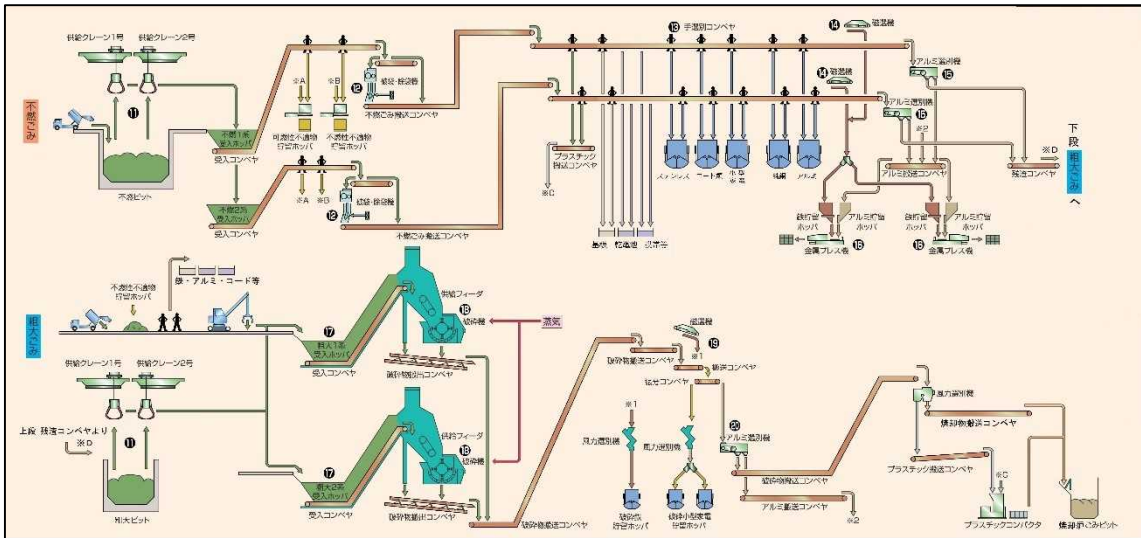
建築構造：鉄筋コンクリート造（一部 鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造）

（地下 1 階・地上 5 階）

建築面積：約 4,500m²

延床面積：約 12,400m²

処理能力：90 t/5h（不燃系：40 t/5h×2 系列 粗大系：5 t/5h×2 系列）



・リサイクルセンター

工 期：着工 平成 11 年 7 月 竣工 平成 14 年 3 月

建築構造：鉄筋コンクリート造（地上 3 階）

- 1 階：エントランスホール、展示ホール、リサイクル工房、事務室
- 2 階：多目的室、ホール
- 3 階：エレベータホール

建築面積：約 1,200m²

延床面積：約 1,980m²

(2) 温室効果ガスの算定方法

多摩ニュータウン環境組合 EMS において運用管理として登録されている「二酸化炭素排出量と削減量の推移」に基づき温室効果ガス総排出量を把握します。

「二酸化炭素排出量合計」の算定方法は「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省）及び「地球温暖化対策報告書作成ツール」（東京都環境局）に基づき算出します。この値を多摩ニュータウン環境組合計画書において「温室効果ガス総排出量」として使用します。